

「相続税の大改正」 平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から大幅に相続税が改正されます。

【相続税の基礎控除の引き下げ】

○従来の基礎控除・・・5,000万円+1,000万円×法定相続人の人数＝基礎控除額

●改正後の基礎控除・・・**3,000万円+600万円**×法定相続人の人数＝基礎控除額

(例) 相続人・・・妻と子供 2 人の場合の基礎控除額は次のようになります

従来・・・5,000万円+1,000万円×3人＝ 8,000万円

改正後・・・**3,000万円+600万円**×3人＝ **4,800万円** ← 控除額は 40% の減額となります

【相続税の税率構造の引き上げ】

相続税の税率が、最高 55% に引き上げられ税率構造も見直しになります。

< 相続税の速算表 >

法定相続人の取得金額	現行		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1千万円以下	10%	0	10%	0
1千万円超 3千万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3千万円超 5千万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5千万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

【小規模宅地等の評価減の特例対象面積の拡大】

(1) 被相続人が居住していた敷地について 80% 減額できる評価の特例の拡大

従来の対象面積 240 m² ⇒ **改正後 330 m²**

(2) 居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大

限定的に併用が認められていた居住用宅地と事業用宅地について (従来は最大で 400 m² だった)

完全併用 (それぞれの限度面積 (居住用: 330m² (改正後)、事業用: 400m²) 最大 730 m²) に

適用が拡大されます。ただし貸付用は、事業用宅地から除かれます。

(3) 二世帯住宅の場合の適用要件緩和・・・[H26.1.1 以後の相続より改正](#)

建物内部で行き来ができるか否かにかかわらず独立型の二世帯住宅についても、特例対象住宅になります。

(4) 老人ホーム入居の場合の適用要件緩和・・・[H26.1.1 以後の相続より改正](#)

介護の必要上やむを得ず老人ホームに入居した場合でも対象となります。

ただし、その家屋を賃貸した場合は適用除外となります。